○内閣府告示第二百六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百五十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県並びに熊本県上益城郡益城町及び甲佐町

二　地域再生計画の名称　都市と農村をつなぐ地域活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県上益城郡御船町、益城町及び甲佐町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百五十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大分県

二　地域再生計画の名称　安全で快適な漁業活動を支えるみなとづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　中津市及び豊後高田市の区域の一部（高田港、臼野港及び今津漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百四十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県

二　地域再生計画の名称　宮崎の復興を支えるみなとづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　日向市並びに宮崎県児湯郡新富町及び都農町の全域並びに宮崎市の区域の一部（平岩港、都農漁港及び富田漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百三十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び西臼杵郡日之影町

二　地域再生計画の名称　「癒しの町　日之影」まちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県西臼杵郡日之影町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○国家公安委員会告示第九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十七年三月六日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十四日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N15－18	26インチリチウムイオンアシスト自転車 26T－H	モービルジャパン株式会社 宮城県仙台市宮城野区中野５－５－12
交　N15－19	ＡＰＢ　Ｈｙｂｒｉｄ／24 ＧＩ－ＨＢ24	ジック株式会社 大阪市住之江区柴谷１丁目１番40号
交　N15－20	ＡＰＢ　Ｋｕｏ／20 ＧＩ－ＫＵＯ20	ジック株式会社 大阪市住之江区柴谷１丁目１番40号
交　N15－21	エナシス　ヴィーヴ ＣＢＡＥＮ－Ｅ１	株式会社あさひ 大阪市都島区高倉町３丁目11番４号
交　N15－22	ヤマハパス ＸＯＬＦ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

○国家公安委員会告示第十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十七年三月六日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十四日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A15－18	26インチリチウムイオンアシスト自転車 26T－H	モービルジャパン株式会社 宮城県仙台市宮城野区中野５－５－12
交　A15－19	ＡＰＢ　Ｈｙｂｒｉｄ／24 ＧＩ－ＨＢ24	ジック株式会社 大阪市住之江区柴谷１丁目１番40号
交　A15－20	ＡＰＢ　Ｋｕｏ／20 ＧＩ－ＫＵＯ20	ジック株式会社 大阪市住之江区柴谷１丁目１番40号
交　A15－21	エナシス　ヴィーヴ ＣＢＡＥＮ－Ｅ１	株式会社あさひ 大阪市都島区高倉町３丁目11番４号
交　A15－22	ヤマハパス ＸＯＬＦ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地